

○山陽小野田市ふるさと支援基金条例

平成21年3月23日

条例第17号

(設置)

第1条 ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例（平成21年山陽小野田市条例第16号。以下「寄附条例」という。）の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、この条例の目的に沿って寄附された寄附金のうち寄附を採納した年度に支出しない額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、寄附条例第1条に規定する目的を達成するため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。